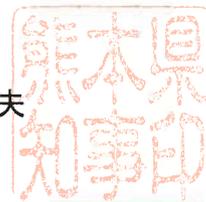


都計第391号の3
令和2年（2020年）12月14日

熊本県都市計画審議会会長 位寄 和久 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



昨今の都市行政の動きについて（報告）

このことについて、別添のとおり貴審議会に報告します。

昨今の都市行政の動きについて～安全なまちづくり～

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

都市計画法、都市再生特別措置法の改正

POINT.1
危険な区域での
開発を抑制

災害レッドゾーン
・災害危険区域
・土砂災害特別警戒区域 など
原則開発禁止

POINT.2
安全な区域へ
誘導

POINT.3
安全な区域へ
移転を促進

勧告・事業者公表

開発許可の厳格化

浸水ハザードエリア等
浸水想定区域のうち特に危険なエリア

誘導しない

移転

移転

移転

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

【本県の取り組み】

浸水ハザードエリア等を考慮した集落内開発制度(都計法第34条11号)の見直しについて、関係市町(熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町)と検討をスタート。⇒ 令和4年4月の法改正施行に合わせた運用開始を目指す。

昨今の都市行政の動きについて～魅力的なまちづくり～

官民の連携により「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現

予算・税制等のパッケージ支援により、公共空間の拡大・改変・利活用を推進

民地部分を開放
(広場化)

[税制] 固定資産税を5年間
1/2に軽減 等



官
街路等の公共空間の改変
[予算支援]

民
オープンスペースの提供
・利活用
[予算・税制・金融支援]



建物低層部を開放・リノベーション (ガラス張り化等)
[税制] 固定資産税を5年間1/2に軽減 等



公共空間の利活用促進

[金融] 都市再生推進法人向けの低利貸付 等

官民連携による
未来ビジョンの策定

[予算] 未来ビジョンの策定や
エリアプラットフォーム
の構築を支援 等



滞在環境の向上のための歩行者滞在空間への
改変 (街路の広場化等)

[予算] 「ウォーカブルな空間整備」や「滞在環境の向上」に
関する事業を補助 等

(参考) 官民連携のモデル事例

(品川区 天王洲アイル)

- 行政が整備した護岸と連続する民地上に、地権者が一体的な仕様のウッドデッキを設置。
- デッキに面する建物1階部分をオープン化 (ガラス張り化) し、用途を事務所から誰もが利用できるスペースに転換。



(松山市 花園町通り)

- 片側3車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利活用等を行うことで、街路空間をウォーカブルな空間へと再構築。



整備前

